

成年後見制度って何だろうか？

認知症や知的障がい・精神障がいなどの人は、不動産や預貯金などの財産管理、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約が難しい場合があります。また、悪徳商法や詐欺などの被害にあう危険性も高くなります。成年後見制度はこのような判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護・支援する制度です。



●利用するには

①申立人（本人、配偶者、四親等内の親族など）が申立ての理由（本人の生活状況や精神状態など）について記載した申立書や医師の診

断書、本人の戸籍謄本などの書類を家庭裁判所に提出します。

②家庭裁判所にて、本人の精神的な障がいの程度や生活状況を確認します。本人の判断能力について、医師などが鑑定を行うことがあります。また、家庭裁判所は申立人から申立ての理由をたずね、成年後見人などの候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。

③家庭裁判所で、成年後見人などに最も適切だと思われる人を選任します。配偶者や親族、法律や福祉の専門家のほか、社会福祉協議会など複数の人が選ばれることもあります。



幌延町にも市民後見人がいます

幌延町には成年後見制度に関して一定の研修を受けた市民後見人がいます。幌延町のことをよく知る、より身近な存在として活躍が期待されます。

成年後見支援センターから推薦を受けて家庭裁判所に選任された市民後見人が、成年後見人になります。

市民後見人の主な役割は、高額な財産ではなく日常の金銭管理や、定期的な訪問をして相談を受けるなどの活動となります。

成年後見制度を利用するより、もっと身近な制度とは？

認知症や障がい等で判断能力が十分でない人のために、社会福祉協議会では、『日常生活自立支援事業』を行って

います。

介護や福祉サービスの選択、日常生活に必要な金銭管理、これらの相談や援助など、成年後見制度と似ています。支援できる範囲が違ってきます。

まずは、ご相談ください！



住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように、成年後見制度が必要かどうかについてもご相談に乗ります。

電話や窓口、必要に応じて自宅に訪問しての相談対応も致します。

本人以外の家族など身近な人でも相談できますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先：幌延町成年後見支援センター（幌延町社会福祉協議会内）
幌延町地域包括支援センター（保健福祉課 保健グループ）

電話 5-2090
電話 5-1790